

平成18年7月10日

経済的支援に関する検討会 御中

検討会構成員 白井孝一

ドイツ補償制度についての補足説明

平成18年6月30日の検討会において、獨協大学法学部安部教授からドイツの被害者支援と法整備の状況について、貴重なご報告を頂きました。安部教授には、この場を借りて深く御礼申し上げます。

ただ、同教授のご報告においては、ドイツの被害者補償制度について検証する際に欠かせない重要な視点や制度が何点か漏れていたように思われます。これらの点について早急を確認して正確な知見を得ることは、今後の日本の被害者補償制度を構築するにあたっては不可欠と考えます。

そこで、同教授のご報告にあえて以下のとおりの補足をさせていただきます。

1 被害者補償制度の位置づけ（国家保護義務論）

安部教授によれば、ドイツの被害者補償制度は、「社会国家主義を理念とする社会保障制度の枠組みの中に位置づけられており、一定の社会的な弱者への経済的保障をすすめる制度」であり、「それゆえ、被害補償は本法の適用を受ける対象者について戦争被害者や傷病者を対象とする『連邦給付法』に基づいて行われ、補償金が年金として支払われている」と述べられております。

これについては、以下の点を特に付け加えさせていただきたいと思います。

すなわち、「ドイツの社会保障制度」と言うとき、それは、我が国とは異なり

社会保険（健康保険、労災保険、年金保険、介護保険）

公的扶助（生活保護など）

援護（戦争犠牲者に対する援護・犯罪被害者の補償）

の3つの給付に分類することができます。

そして、「保険」と「扶助」は、一般的な生活危険を給付事由としますが、「援護」は国家の活動によって被った損害を補償するものであり、国家補償としての性格を併せ持つものです。この点、戦争犠牲者に対する援護（連邦援護法）は、一般的な生活危険を原因とするものではなく、まさに国家の活動によって生じた損害を補償する制

度ですから「援護」です。

では、犯罪被害者補償制度はどうでしょうか。ドイツでは、補償制度の根拠は国家保護義務論に求められています。国家が権力を独占し国民から強制的に武器を取り上げ、国民が犯罪による危険にさらされるのであるから、それによって生じた損害について、国家は当然に補償しなければならない、というのです。とすれば、これも、一般的な生活危険を給付事由とするものではなく、まさに国家の活動によって被った損害を補償するものですから「援護」です。だからこそ、犯罪被害者補償法は、連邦援護法を援用しているのです。ドイツの犯罪被害者補償法が、犯罪を防ぐことができなかつた国の責任であるとする理解は、昨年の基本計画検討会第2回会議で片桐裕警察庁長官官房総括審議官によってもあきらかにされているところです（第2回議事録49頁）。

このように社会保障制度の枠組みと言っても、「保険」及び「扶助」と、「援護」とでは本質が異なることに留意する必要があります。ドイツの犯罪被害者補償制度は「援護」であって他の社会保障制度である「保険」や「扶助」とは根本的に制度趣旨が異なるのです（世界の社会福祉・第8巻・旬報社・中村優一、一番ヶ瀬康子31頁～参照、全国犯罪被害者の会ヨーロッパ調査報告書〔犯罪被害者補償制度〕59頁以下）。

2 年金の内容について（所得調整年金）

安部教授の報告では年金の一つとしての所得調整年金の説明がありませんでした。（Berufsschadenausgleich）

なお、「所得調整年金」のドイツ語である Berufsschadenausgleich を直訳すると、職業（Beruf）、害する・傷つける（Schaden）、均衡ないし補償（ausgleich）となります。そこで、これを職業障害調整金又は職業障害補償（年金）とか、あるいは職業損害補てん（法務総合研究所研究部報告2000年131p）と邦訳することも多いようです。しかし、その給付方法の具体的内容を検討してみますと、以下に述べますように、事件前の所得額と事件後の所得額の差額の42.5%を補償する仕組みですから、所得を調整する、所得の均衡を図るという意味合いが強いと思います。そこで、以下「所得調整年金」と称することにします。

ドイツの犯罪被害者補償制度を検証するとき、この所得調整年金の存在は欠くことができません。

所得調整年金は、仕事が出来なくなることによる、又はその能力が減少することによる補償です。具体的には、被害に遭う前の所得額と被害に遭った後の減少した所得額の42.5%（連邦援護法30条第3項）が年金として補償されるというものです

(連邦援護法30条)。

基礎年金(連邦援護法31条)と同様に、所得調整年金を受給できるためには稼働能力を30%以上喪失した状態が半年以上継続しなければなりません。

例えば、ある弁護士が犯罪の被害に遭い脳に障害を負って弁護士を廃業し会社の受付係に就職したとします。弁護士の収入が月額3000ユーロだとして、受付係が2000ユーロだとすると、1000ユーロ(3000ユーロ - 2000ユーロ) × 42.5% = 425ユーロが給付されることとなります。

もっとも、被害前の所得額は、その人が実際に稼いでいた所得ではなく、細かい職業別の平均収入のリストに基づいて算出することになっています。この職業別賃金センサスに基づいた平均額で算定しますから、場合によっては実際に得ていた金額よりも補償金額が高額となる場合もありますし、低額になる場合もある訳です。

また、被害後の所得額の中には、被害後に実際に稼いでいる金額の他に、各種社会保険給付(健康保険に基づく疾病手当、労災保険に基づく年金、年金保険に基づく年金など)から得られる金額も含まれており、所得調整年金以外の様々な制度で獲得できる金額の総額を意味します。

このように、所得調整年金は、最後の所得の調整のための補償であると言われており、最低限の生活を保障するための生活保護的な意味合いのある制度とは異なります。被害後においてもできるだけ被害前と同じ生活が送れるようにするための補償として、犯罪被害者の被害回復にとって欠くことのできない制度となっているようです(以上、全国犯罪被害者の会ヨーロッパ調査報告書[犯罪被害者補償制度]71頁以下)。

3 医療費について

ドイツにおいては、犯罪の被害によるものか否かを問わず、医療費はおよそ自己負担部分(1日10ユーロ × 28日 = 280ユーロ。2004年10月当時)を除いてすべて健康保険から支給されます。しかも健康保険でカバーされない疾病はありません。なお、この280ユーロは月額の上限ではなく、年額の上限です。

そして、(犯罪被害者のための特別の庁である)援護庁が犯罪被害者補償制度の適用を認定した場合には、この自己負担部分も同制度によって後日還付されるので医療費について被害者は全く支払わなくてよいことになっています。

自己負担部分は、本人が一旦支払わなければなりませんが高額でも280ユーロと低額ですので日本の場合のように自己負担額が高額となり被害者がそれを負担できないといった問題はまず生じません。また、明日の生活にも窮するといった特別な場合には、援護庁が運用として前倒して前払いをする州(例:ヘッセン州)も多いとのこと(以上、全国犯罪被害者の会ヨーロッパ調査報告書[犯罪被害者補償制度]67頁以下)

以上

連邦援護法

被害者年金

§ 29

医療リハビリテーション又は労働生活への参加のための給付が成功を確約するものであり、そして要求し得るものである場合、§ 30 第 2 項に基づく稼得能力減少のより高い査定、職業障害調整金及び調整年金の請求権が、早くともこれらの処置が終了した月において発生する。

§ 30

1) 稼得能力減少は一般の生業生活における身体及び精神的損害に基づき判断する；その際心的な随伴症状及び痛みを考慮しなければならない。普通の生業を目的とする経済生活における労働能力及びその使用がどの程度において、損害結果として認定された健康障害により害されているかを判断の基準とする。暫定的な健康障害は考慮しない。最長 6 ヶ月までの期間を暫定的とする。青少年の被害者(§ 34) の稼得能力減少は同じ健康障害を負う成人における等級に基づき査定する。重大な外的身体障害については最低百分率を規定し得る。

2) 被害者が障害結果の性質により、損害前に従事した又は開始した職業、当該者が尽力していたことを証明し得る職業又は当該者が障害発生後に従事した又は以前として従事している職業において重大な打撃を被る場合、稼得能力減少はより高く査定しなければならない。これは特に当該者が

- a) 障害結果により当該者がこれまで従事していた、開始した又は尽力していたことを証明し得る又は社会的に同等な職業のどの職業にも従事できない場合、
- b) 障害前に従事していた又は開始した職業に以前として従事している又は尽力していたことを証明し得る職業に到達したが、この職業において障害結果により、稼得能力減少の等級が一般の生業生活での程度よりも著しく高くなる場合、又は
- c) 障害結果により当該者の職業上の昇進が妨害されることが証明し得る場合、
に有効となる。

3) 現在の又は以前の仕事による所得が障害結果により減少した年金受給権を有する被害者は、第 2 項適用に基づき小数点以下を切上げた整数のドイツマルクによる所得損失額の 42,5% の額の職業障害調整金(第 4 項) 、又はより有利となる場合には第 6 項に基づく職業障害調整金を受け取る。

4) 現在の又は以前の仕事からの所得総額に調整年金額を加算した額(現在の所得) より

高額の比較所得額の差が所得損失となる。被害者がその他社会給付部門の法規定に基づく所得額の影響を受ける死亡を理由とする年金の請求権を保持する場合、第 1 文から逸脱し、死亡を理由とする年金を考慮しないと仮定した場合に生じるであろう調整年金を所得損失計算の基準にする。生業生活期間の半分以上とはならない過去の期間における生業所得が障害の理由により減少したことを理由に法定年金保険の年金が減少する場合、この年金減少は第 1 文から逸脱し、所得損失となる。減少程度は被害者の生業所得が障害を理由に減少した期間を考慮しないと仮定した場合に生じるであろう報酬点を被害者の年金計算の基準にし、算出する。

5) 比較所得は第 2 文から第 6 文に基づき、被害者が被害無しで、当該被害者の生活状況、知識及び能力並びにこれまでなした労働及び教育意思により多分所属していたであろう職業又は経済グループの平均月額所得から算出する。平均所得の算出には連邦統計庁の連邦共和国領域及び調整がなされた過去暦年の内の最も新しい 3 暦年の公務員法及び労働協約による連邦公務員給与、報酬又は賃金グループに関する公的調査のそれぞれ 12 月 31 日付けの公示値を関与させる。統一契約第 3 条に記す領域における賃金及び俸給のその他連邦共和国領域への調整前の期間については、平均所得の各年度調査において 1990 年 10 月 2 日現在に基づく連邦統計庁の連邦共和国域に関する公的調査を関与させる。公務員法及び労働協約に基づく連邦公務員給与、報酬又は賃金グループについてもこれを準用する。週総収入額が引き上げられ、公示される場合、当該収入に 4,345 を乗ずる。0,49 ドイツマルクまでの平均所得額は小数点以下を切下げ、0,50 ドイツマルク以上は少数点以下を切り上げる。3 年間の中間値は法定年金保険の平均報酬点が調整前過去 2 年において変化した分の百分率額分を新たに調整する。総労働報酬点はそれぞれ翌年度始めに提示される連邦統計庁のデータを基準に算出する。比較所得は年金調整時からの額をそれぞれ基準とする。この所得は連邦労働社会秩序省が算出し、連邦官報に公示される；額は少数点以下を切上げ整数のドイツマルクとする。

6) 第 3 項最終文部分に基づく職業障害調整金は現在の又は以前の生業からの純所得（第 8 項）及び調整年金並びに配偶者手当てを差し引いた第 5 項最終文に基づき公示された比較所得の実額となる（第 7 項）；第 4 項 2 文を準用する。

7) 比較所得の実額は 1927 年 6 月 30 日以降に生まれた被害者については当該被害者が被害を負わなかったとしても生業生活から退去したであろう月の経過時、しかしながら最長でも当該被害者が 65 才に達した月の経過時の期間について、比較所得を

1. 既婚の被害者については 18%、716EUR を超過する金額分の 36% 及び 1790EUR を超過する金額分の 40%、
2. 未婚の被害者については 18%、460EUR を超過する金額分の 40% 及び 1380EUR を超過

する金額分の 49% を減少させ、
一括算出する。その他については比較所得の 50% をその実額とする。

8) 現在又は以前の生業からの実額所得は、

1. 現在の生業からの総所得は第 7 項 1 文 1 号及び 2 号に記す百分率分を減少させ、
2. 法定年金保険からの年金、老齢年金、稼得能力減少を理由とする年金、農業従事者老齢保障法に基づく農業交付年金は社会介護保険料査定(社会法典第 11 本 § 55) に適用され

る百分率の半分を、そして連邦健康省が毎年 1 月 1 日に疾病金庫の一般保険料(社会法典第 5 本 § 247 第 1 項 1 文) として規定する百分率の半分を減少させ、規定する; 社会法典第 5 本 § 247 第 1 項 2 文を準用する、

3. 給付者のその他金銭給付(社会法典第 1 本 § 12) は実額で考慮し、そして

4. その他総所得は第 2 号に記す百分率の半分を、そして補足的に 562EUR を超過する金額分の 19% を減少させ、

現在の総所得から一括算出する。

第 11 項の件については第 1 文の意味における実額所得の代わりに第 7 項に基づき算出する平均所得の実額を適用する。

9) 第 6 項に基づく職業障害調整金は第 4 項 3 文の意味における年金減少の場合には、生業所得が障害により減少しなかった生業生活期間が法定又はそれと同等の老齢保障システムにより把握される場合にのみ支払われる。

10) 職業障害調整金は

1. 第 4 項 3 文及び第 9 項の要件があり、法定年金保険からの年金支払いが 1990 年 6 月 30 日以降に開始する場合又は

2. 被害者が 65 才に達し、第 6 項に基づく請求権が間断なく少なくとも 12 ヶ月存在した場合、

第 6 項に基づいてのみ計算される。

11) 持続的な障害に関係する作用又は出来事、特に障害に関係しない健康障害の追加発生により現在の生業からの総所得が継続的に減少すると予想される場合(事後障害) には、この代わりに被害者が事後障害がなかったとして所属するであろう職業又は経済グループの平均所得を所得として適用する。失業又は老齢による生業からの退去は原則として事後障害として適用されない。事後障害後に更に障害に関係する所得損失が発生する場合、これは平均所得に応じて減少させる。被害者がこれに反して障害により生業から退去する場

合、第 3 項から第 8 項に基づく職業障害調整金が算出される。

12) 配偶者、親族又は継子又は里子と共同世帯を営む、又は障害がなかったと仮定するならば共同世帯を営んでいたであろう年金受給権を有する被害者は、職業障害調整金として共同世帯の営みにおいて障害結果を理由に必要となる超過支出額の半分の金額を得る。

13) 基礎年金が特別な職業上の被害により引き上げられた場合、§ 31 第 1 項 1 文に基づく基礎年金引き上げにより得た超過額についての職業障害調整金の請求権は休止する。基礎年金が § 31 第 4 項 2 文により引き上げられた場合、これを準用する。

14) 連邦政府は連邦参議院の同意をもって法規命令により

- a) どの比較基準及びどのような方法でこの比較基準を所得損失計算に関与させるか、
 - b) どのようにして学校教育修了前又は職業教育開始前に負った障害時の所得損失を算出するか、
 - c) 障害がなかったと仮定するならば被害者はある職業の他に更なる職業に従事していた又は第 12 項に基づく共同世帯を営んでいたであろう場合、いかにして職業障害調整金を算出するか、
 - d) 第 11 項及び § 64c 第 2 項 2 文及び 3 文の意味における現在の総所得又は平均所得として何を適用し、そして所得損失算出時にどの収入を考慮しないか、
 - e) 特別な場合において、第 8 項 1 文 3 号及び 4 号から逸脱し、いかにして実質所得を算出するのか、
- を決定する権限を得る。

15) 1989 年 7 月 1 日以前に生業生活退去後の期間に関する職業障害調整金の請求権について既に決定が下されている場合、第 4 項 1 文又は 3 文を適用するかどうかの問題はそのまま当該決定に基づく。

16) 重度障害の主婦が 1990 年 6 月 30 日まで有効であった条文の文言における § 30 第 7 項 2 文の条件に基づく 1990 年 6 月に対する職業障害調整金の請求権を保持していた場合、第 12 項適用よりも有利となる限りにおいて、本規定を更に適用する。更に第 3 項から 11 項までにに基づく職業障害調整金請求権が発生する場合、より高額の職業障害調整金だけを支払う。第 1 文に基づく職業障害調整金は § 56 第 1 項 1 文に基づき毎年調整し、該当年が 2000 年になる場合には § 56 第 3 項に規定する百分率で調整する。その際 § 15 第 2 文後半文を準用する。

§ 30 に関する行政規則

1. § 30 第 1 項に基づく稼働能力減少 (MIE) の判定には
 - a) 将来予想される出来事、
 - b) 障害事件後に発生し、本障害とは関係のない健康障害は考慮しない。

2. 障害結果による MIE は被害者稼働能力の百分率で表示する。障害発生時に査定し得る MIE を伴う事前障害が既にあった場合には、障害を理由とする MIE の査定には以下事項を考慮する：事前障害と障害結果が異なる体部にあり、相互に影響を与えない場合、事前障害は有意とはならない。障害が事前障害を負う四肢又は臓器に関するものである場合、障害を理由とする MIE は存在する全障害の結果から生じる MIE よりも低くならなければならない。事前障害がその規模又はその性質について全健康障害に重要な意味をなさない場合はこの限りではない。その際事前障害による MIE を、全障害による MIE から純粋な算術の意味において減じてはならない。障害がいかなる解剖学的及び機能的損失を追加的に引き起こしたかを基準とする。この追加的損失は稼働不能の原因ともなり得る。事前障害及び障害結果がいろいろな臓器、四肢又は組となっている臓器に関連しており、事前障害が障害を理由とする機能障害を強める場合、障害を理由とする MIE は場合によっては障害結果をそれぞれ個々に調査する場合の MIE よりも、より高く査定しなければならない。

3. 稼働能力減少の要件は健康障害が 6 カ月以上継続することである。長期間にわたる病気の経過において健康状態が変化する場合には、MIE 平均値を算出しなければならない。被害者が障害発生後 6 ヶ月以内に死亡する場合、障害を理由とする健康障害は医師の経験により当該 6 ヶ月経過後に予想されたであろう MIE 値で査定しなければならない。健康障害と死が重複し、発生する場合、MIE は想定できない。健康障害と死は、この二つが同時に発生する場合、重複するだけとはならない。これは特に健康障害が急速に死を導き、自然の観察方式において健康障害と死の発生がある一つの過程であると見なせる場合に相当する。

4. 稼働能力が複数の健康障害により害される場合、当該複数健康障害の総合的影響を包括する稼働能力減少 (総合的 MIE) を規定しなければならない。

5. 重大な外的身体障害には以下の MIE 最低百分率を適用する：

	百分率
脳機能障害なしの骨部の著しい損失を伴う頭蓋癒痕	30
重大な機能障害を伴う脳障害	50
重大な機能障害を伴う脊髄損傷	70

口蓋損失		30
重大な舌組織損失		30
喉頭損失		70
鼻の完全損失		50
顔の醜化		50
両耳介の損失		30
一方の眼の完全使用が可能である場合におけるもう片方の眼の損失又は失明		30
一方の眼の損失又は失明及びにもう一方の眼の視力の半分以下減少		50
高度視力障害		90 以上
完全聾		70
男性陰茎損失		50
人工肛門		50
肛門括約筋損失		50
尿瓶の使用を必要とする尿フィステル		50
肩関節部での又は非常に短い上腕残基部を残す片腕損失		80
上腕部又は肘関節部での片腕損失		70
下腕部での片腕損失		50
片手の全部損失		50
片手の全指損失		50
片手の中手骨を含む親指全部の損失		30
股関節部での又は非常に短い大腿残基部を残す片脚損失		80
大腿から膝の高さまでの部位における片脚損失(例、Gritti 氏切断術)		70
残基部及び関節の十分な機能保持における下腿部での片脚損失		50
残基部及び関節の不十分な機能保持における下腿部での片脚損失		60
残基部及び関節の十分な機能保持における下腿部での両脚損失		80
踵保持における片足の部分的損失(Pirogoff 氏切断)	一面	40
	両面	70
片足の損失(Lisfranc 及び Sharp 氏切断)	一面	30
	両面	50
片足の損失(Chopart 氏切断)	一面	30
	両面	60
両足の全足指の損失		30

当該者が住み慣れた場所において引率及び特別な助けなしで十分に動くことができるが、当該者の視力が経済的に使用できない場合(一般的により良好な片方の眼の視力が視力機能の 20 分の 1 以上とはならない場合、又は重度に関して同等に考慮しなければならない

視力障害が認められる場合) に高度視力障害となる。

6. § 30 第 2 項の意味における職業として主婦としての仕事も適用される(§ 30 第 7 項 1 文)

7. § 30 第 3 項の適用前に § 30 第 2 項に基づく稼得能力減少のより高度査定要件があるか調査しなければならない。しかしながら職業障害調整金の認定は § 30 第 2 項の要件が満たされるかどうかには依存しない。

8. 障害結果が障害発生後の生業生活の半分以上の期間において生業所得に不利に作用しなかった場合、一時的損傷(§ 30 第 4 項 3 文) となる。

9. § 30 第 8 項に基づく休止は、裁定、判決又は比較により、特別な職業的被害を理由として稼得能力減少が明らかにより高く査定された場合にのみ考慮される。裁定、判決又は比較、及び決定のより詳細な事情並びに受理者に通知され、決定の基準となった書類により、専門の又当該事項に関心の有る者が明らかに認めることができる場合、明らかにより高く査定されたことになる。職業的損害の認定によってのみ MIE が年金受給権を発生させる等級に達した場合、基礎年金総額における職業障害調整金は休止する。§ 31 第 1 項 1 文に基づく基礎年金の引き上げは基礎年金の超過額にはならない。

§ 30 の移行規定

稼得能力減少が最終的に規定されている場合、以下事項を遵守しなければならない:

- a) 「骨部の著しい損失を伴う頭蓋癒痕」について 30% とはならない別の MIE が決定された場合、当該決定が有効となる。
- b) 「両方の睾丸の損失又は損失と同等となる負傷」について決定された MIE はそのまま有効となる。

連邦援護法 § 30 第 3 項から 12 項まで及び § 40a 第 1 項から 5 項までの施行法)

(職業障害調整法 - BSchAV)

1984 年 6 月 29 日の条文の文言における(BGBl. ISeite861)、

1998 年 12 月 19 日の社会保険改定及び被用者年金保障のための法第 1 条 § 1 (BGBl. IS. 3843) との関連における 1999 年年金改正法第 27 条により変更(BGBl. 1 S. 201)

第 1 章 - 職業障害調整

§ 1

適用範囲

本章の規則は連邦援護法 § 30 第 4 項 1 文に基づく所得損失の確定及び § 30 第 6 項及び 12 項に基づく職業障害調整に適用する。

§ 2

比較所得

1) 連邦援護法 § 30 第 5 項に基づく平均所得は、被害者が

1. 民間経済において非自営的に従事しているならば、§ 3 に基づき、
 2. 公共勤務に従事しているならば、§ 4 に基づき、
 3. 自営業を営んでいるならば、§ 5 に基づき、
- 算出される。

学校教育修了前又は職業訓練開始前に障害が発生した場合は、§ 7 に基づき平均所得を算出する。

2) 被害者が障害がないと仮定し、

1. 本職の他に複数の副職に従事し、又は連邦援護法 § 30 第 12 項の意味における共同世帯を営み、又は
2. 同等の時間的労力を必要とする複数の職業に従事し、又はこの範囲において職業に従事するばかりでなく、共同世帯を営み、その際これらの仕事が共に完全な労働力を必要とし、又は
3. 職業活動に単独で又は共同世帯を営みながら従事し、その際これらの仕事が全体において完全な労働力を必要としなかった場合、

当該被害者には第 1 号については本職の職業グループ、第 2 号については従事した職業の基準となる最高比較所得を有する職業グループを該当させなければならない。第 3 号については職業活動のための労働力使用に相当する比較所得部分が基準となる；職業従事が共同世帯の営みと重複する場合、職業従事及び共同世帯の営みのための追加労力からそれぞれ算出される職業障害調整金を裁定する。両調整金の合計額、しかしながら最高でも完全比較所得を基に職業従事に算出される職業障害調整金が当該被害者に適用される職業障害調整金となる。

3) 第 1 項及び 2 項は被害者が本法に基づき考慮される仕事に従事する場合にも適用される。障害により妨害された職業上の昇進は考慮しなければならない。

§ 3

民間経済における非自営的な仕事からの平均所得

1) 平均所得は公示され、校訂された条文の文言における、1989年10月24日の法(BGBl. IS . 1912)により前回変更された連邦官報第 III 部、整理番号 800-16、内の賃金統計に関する法に基づき連邦統計庁が連邦共和国領域について継続的に調査する平均総収入額である。

基準となるものは、

1. 工業における労働者については統計調査の基準となる分類学に基づき考慮する経済部門及び給付グループ 1, 2 又は 3、
2. 手工業における労働者については考慮される手工業部門及び該当する各労働者グループ、又は考慮される手工業部門が統計的に工業と共に調査される限りにおいて、工業における労働者の第 1 号に基づき適用される特性、
3. 農業における労働者についてはそれぞれ該当する労働者グループ、
4. 工業、商業、金融機関及び保険業における職員については統計調査の基準となる分類学に基づき考慮される商業又は技術職員としての就労の種類及び給付グループ II, III, IV 又は V.

第 2 文 1 号及び 4 号の意味における経済部門には統計調査の基準となる分類学に基づき実証された最小の分類項目を適用する。第 2 文 4 号の意味における就労の種類を規定できない場合には、商業及び技術職員の平均収入を共に基準とする。労働者又は給付グループのグループ分けには連邦統計庁が既に把握している平均総収入の調査基準にした分類特性を基準とする。

2) ある経済部門における被用者の総収入が連邦統計庁により公示されていない場合、平均所得としては就労者が類似の仕事に従事する又は類似の学歴を証明し得る経済部門、又は公勤務就労グループの平均所得を適用する。経済部門又は公勤務就労グループを比較に関与させることができない場合、連邦統計庁が収入調査において把握した各経済部門における被用者グループ(労働者、商業又は技術職員)及び給付グループのための公示平均収入を基準とする。就労の種類(第 1 項 2 文 4 号)を確定できない職員については商業及び技術職員の平均収入を共に基準とする。第 1 項 5 文を適用する。

3) 就労者が障害がなかったと仮定して、どの経済部門において仕事をしていたであろうかを確認できない場合、第 2 項 2 文及び 3 文を準用する。

4) 監査及び命令権限を多分、得ることになったであろう職歴を証明でき、給付グループ II(第 1 項 2 文 4 号)へのグループ分けでは十分に評価されないであろう商業及び技術職員については、連邦公務員給与法(付帯書 V)の第 2 等級に基づく場所手当てを加算した給与グループ A15 の最終基本俸給額を平均所得として適用する。

5) 第1 から4 項から逸脱し、大学教育を修了した非自営的な就労者については§4 第1 項において高級公務員に規定される平均所得を適用する。この非自営的な就労者が障害がなかったとしても、当該大学教育に相当する仕事に従事しなかったであろうと仮定する場合には、この限りではない。大学教育には卒業が官吏法の意味における高級勤務採用の要件となる大学での教育だけが有効となる。

§ 4

公勤務の平均所得

1) 連邦公務員給与法の以下給与グループ及び在職年数が以下の官吏の平均所得となる、

	給与グループ	在職年数
1. 単純職		
25 才以下	A3	2
50 才以下	A4	8
50 才以上	A5	9
2. 中級職		
30 才以下	A6	3
46 才以下	A7	9
54 才以下	A8	13
54 才以上	A9	13
3. 上級職		
30 才以下	A9	4
40 才以下	A10	8
52 才以下	A11	12
52 才以上	A12	14
4. 高級職		
37 才以下	A13	6
47 才以下	A14	11
47 才以上	A15	15

基本俸給は連邦公務員給与法付帯書 IV に記す額である。職務手当では基本俸給の決定には考慮しない。算出された基本俸給は連邦公務員給与法第2 等級(付帯書 V) に基づく場所手当、公務員給与命令 A 及び B(連邦公務員給与法付帯書 I) に関する前注記第 27 号に基づ

く業務ポスト手当て分を加算する。

2) 平均所得は第 1 項から逸脱し、裁判官及び検事については連邦公務員給与法の以下の給与グル - プ及び在職年数の基本俸給となる。

	給与グル - プ	在職年数
50 才以下	R1	6
50 才以上	R1	10

算出された基本俸給は連邦公務員給与法第 2 等級(付帯書 V)に基づく場所手当て、公務員給与命令 R (連邦公務員給与法付帯書 III)に関する前注記第 1a 号に基づく業務ポスト手当て分を加算する。

3) 平均所得は職業軍人及び短期志願兵については連邦公務員法の以下の給与グル - プ及び在職年数の基本俸給額となる。

	給与グル - プ	在職年数
1. 下士官		
27 才以下	A6	2
37 才以下	A7	7
48 才以下	A8	12
48 才以上	A9	13
2. 軍事専門職の士官		
35 才以下	A9	6
48 才以下	A10	11
48 才以上	A11	14
3. 士官		
27 才以下	A9	2
30 才以下	A10	5
34 才以下	A11	6
44 才以下	A13	10
47 才以下	A14	13
47 才以上	A15	15

給与グル - プ A13 及び同以上は職業士官だけに適用する。

4. 衛生部士官

30 才以下	A13	5
42 才以下	A14	10
42 才以上	A15	15

基本俸給は連邦公務員給与法付帯書 IV に記す額である。

職務手当では基本俸給の裁定には考慮しない。

算出された基本俸給は連邦公務員給与法第 2 等級(付帯書 V)に基づく場所手当、公務員給与命令 A 及び B (連邦公務員給与法付帯書 I)に関する前注記第 27 号に基づく業務ポスト手当で分だけ加算する。

4) 小学校、基幹学校、特別学校及び実業学校の教師の平均所得は第 1 項から逸脱し、第 2 等級に基づく場所手当(付帯書 V)及び公務員給与命令 A 及び B (連邦公務員給与法付帯書 I)に関する前注記第 27 号に基づく業務ポスト手当を加算した連邦公務員給与法の給付グル - プ A12 の最終俸給となる。基本俸給は連邦公務員給与法付帯書 IV に記す額となる。

5) 報酬グル - プ業務基準の職員の平均所得は

報酬グル - プ

X, IXb, IXa 及び VIII(単純職給与グル - プ A5 と比較できる限りにおいて) IXb

VIII(中級職給与グル - プ A5 と比較できる限りにおいて),

VII, VIb/VIa, Vc 及び Vb(中級職給与グル - プ A9 と比較できる限りにおいて)、VIb

Vb(上級職給与グル - プ A9 と比較できる限りにおいて),

Va, IVb, IVa, III, IIb 及び IIa(上級職給与グル - プ A13 と比較できる限りにおいて)、IVb

IIb 及び IIa (高級職給与グル - プ A13 と比較できる限りにおいて),

Ib, 1a 及び 1

1b

の連邦職員にそれぞれ適用される労働協約の最高額である。算出された基本報酬は第 2 等級に基づく場所手当及び 1982 年 5 月 17 日の条文の文言における職員手当に関する労働協約に基づく手当で分を加算する。

6) 平均所得は

	賃金グループ
職業訓練を受けていない労働者	2a
職業訓練を受けた労働者	3
認定養成専門教育職業において養成専門教育を修了した労働者	5
時間給のマイスタ -、手工業労働者長、労働者長	7

については連邦労働者にそれぞれ適用される労働協約の最終賃金である。

7) 本規定の意味における公勤務とは、

1. 連邦、連邦州、地方自治体又は地方自治体協会又は
2. 連邦又は連邦州の給与、報酬又は賃金が連邦公務員給与法又は労働協約法に基づく場合、その他の公法人、施設、基金、宗教団体又はこのような施設の協会業務における本職としての就労である。

§ 5

自営業の平均所得

1) 自営業の平均所得は

	給与グループ
職業訓練を修了していない場合	A5
職業訓練を修了している場合	A7
マイスタ - 試験に合格している場合	A9

中等教育又はそれと同等又はより高度な学校教育を修了しており

職業訓練を修了していない場合	A9
職業訓練を修了している場合	A11

大学教育を修了しており

年齢が 47 才以下である場合	A14
年齢が 47 才以上である場合	A15

の連邦公務員給与法の最終基本俸給となる。算出された基本俸給は連邦公務員給与法(付帯書 V)の第 2 等級に基づく場所手当分を加算する。

2) 職業訓練修了、マイスタ - 試験合格又は大学教育修了は、これらが職業の基本を形成

し、障害がこの職業に従事することに持続的に不利に作用する場合、又はこれらが当該職業において経済的結果を著しく促進する場合にのみ考慮しなければならない。その他の学校教育はこの学校教育が一般的に、補足条件なく、少なくとも自営業の基本を形成する職業における職業目的について中等学校の卒業証明書のように査定される場合にのみ、中等学校教育と同等になる。§3 第5項2文を適用する。

3) 職業に従事する際に障害が持続的に不利に作用する職業における

1. 10年間の仕事又は

2. 5年間の自営業は

職業訓練修了(第1項)と同等となる。これらの仕事が自営業の経済的結果を職業教育なしで達成し得る規模以上に充分促進することに適切でなかった場合はこの限りではない。

§6

特別な場合の平均所得の算出

1) 被害者が障害発生前又は障害結果の作用前に従事した職業において§3及び§4第5項及び6項の規定により十分に考慮されることのない業務ポストに達していたことが証明される場合、連邦公務員給与法(付帯書V)第2等級に基づく場所手当を加算し、公務員給与命令Aの当該業務ポストに適切となる給与グループの最終基本俸給を平均所得とする。適切となる公務員給与グループの確定には当該職業に対する障害発生前又は障害結果の作用前に得ていた非自営業の所得から10%控除した額と、場所等級分類が以前として存在する限りにおいて、場所等級Aの場所における既婚で子供のいない帝国又は連邦公務員が同一時期に最終俸給として受け取っていたであろう公務員俸給を比較する。連邦援護法§30第5項6文に基づき比較所得が公示されている場合には、公務員俸給の代わりにこの比較所得を当該収入と比較する。§4第1項2文を適用する。

2) 障害発生前又は障害結果の作用前に少なくとも§4第1項、3項及び4項において各公務員職歴(ラウフバ-ン)グループについて規定されている給与グループ以上の給与グループに所属していた官吏、職業軍人及び短期志願兵については、平均所得は当該者が達した給与グループの基本俸給となる。達した給与グループが給与グループA以外のグループに所属する場合、このグループは最終基本俸給が達した給与グループの最終基本俸給に最も近くなる給与グループAを基準にする。§4において公務員職歴グループの達した給与グループが記されている限りにおいて、これに所属する在職年数を、その他の場合には最終等級を考慮する。算出された基本俸給は連邦公務員給与法(付帯書V)の第2等級に基づく場所手当及び給与命令A及びB(連邦公務員給与法付帯書I)に関する前注記第27号又は29号に基づく業務ポスト手当分を加算する。裁判官及び検事については、この者が47才に達していない限りにおいて、第1文から4文を準用する。§4第1項2文を適

用する。

3) 第 1 項 1 文に基づく時期において従事した自営業の経済的意味が § 5 の規定により十分に考慮されていない場合、第 1 項を自営業(§ 5)に準用する。第 3 文及び 4 文に基づき算出された利益が少なくとも一位上の給与グール - プの最終等級の比較所得に達する場合は、経済的意味が十分に考慮されていないことになる。適切な給与グール - プの確定には職業に対する障害発生前又は軍事又は準軍事業務開始前の過去 3 年間に於ける営業又は自営業からの 20% 減少させた証明済の平均利益をその基準とする。しかしながらこれは当該利益が被害者自身の仕事によるものである場合に限る。自分自身の仕事の価値の裁定には比較し得る業務ポストにおいて被用者に支払われるであろう労働報酬額と比較する。§ 4 第 1 項 2 文を適用する。

§ 7

学校教育修了前又は職業教育開始前に負った障害時の平均所得の算出

1) 障害者が学校教育修了前に負った障害の結果により職業経歴が妨害された場合、連邦公務員給与法の給与グール - プに基づく平均所得を算出しなければならない。当該被害者の素質及び能力、また補助的に親の職業及び社会的地位及び被害者のその他生活関係を考慮し、グール - プ分けをおこなう。平均所得は少なくとも第 2 等級(付帯書 V)に基づく場所手当てを加算した連邦公務員給与法の給与グール - プ A5、そして 45 才以上の場合は A6 の最終俸給とし、中等学校又は同等の学校教育修了を仮定できる場合は、

§ 4 第 1 項の中級職官吏の平均所得、

より高等な又はそれに比較できる学校教育(資格試験) 修了 を仮定できる場合は、

§ 4 第 1 項の上級職官吏の平均所得、

大学教育(§ 3 第 5 項 2 文) 修了 を仮定できる場合は、

§ 4 第 1 項の高級職官吏の平均所得とする。

職業障害調整金は早くとも仮定し得る職業教育修了後に認可する。

2) 障害が学校教育修了後、しかしながら職業教育開始前に発生し、被害者が被害結果がなかったと仮定して、多分どの職業に従事できるよう尽力したかを確定できない場合は第 1 項を準用する。

§ 7a

連邦援護法 § 30 第 11 項及び § 64c 第 2 項 2 文及び 3 文の意味における平均所得

1) 連邦援護法 § 30 第 11 項の意味における平均所得は被害者が事後障害なしで所属するであろう職業又は経済グール - プに関する連邦労働社会秩序省の連邦援護法 § 30 第 5 項 6

文に基づき比較所得として公示された額となる。

2) 各職業又は経済グループへのグループ分けは§3 から 7 に基づく; §2 第 2 項を準用する。被害者が事後障害前に従事した職業の最終年度に得た生計所得が障害を理由にこの職業又は経済グループに相当する比較所得よりも少ない場合は、当該職業又は経済グループの比較所得に対する事後障害前に得た生計所得の不足分の百分率を減少させた比較所得を平均所得とする。自営業においては得た生計所得の代わりに自分自身の労働価値を適用する。減額には整数の百分率を適用する。小数点は四捨五入する。

3) 被害者が生業生活から退去することなく、事後障害後に更に新たな障害を理由とする所得損失を負う場合には、事後障害を考慮することなく、被害者が障害結果を理由に所属するであろう職業又は経済グループを基準にし、2 項を適用する。

4) 連邦援護法 § 30 第 11 項に基づき規定された平均所得が以前得た生計所得よりもより高額となる場合、この差額は平均所得から控除する。差額は次回調整時(連邦援護法 § 56)から、それぞれ 4 分の 1 ずつ減少させる。

5) § 64c 第 2 項 2 文及び 3 文の件については第 1 項から 4 項を準用する。

§ 8

比較所得と平均所得の減額

1) 連邦援護法 § 30 第 5 項の意味における比較所得と連邦援護法 § 30 第 11 項及び § 64c 第 2 項 2 文の意味における平均所得は被害者が

1. 65 才に達した、
 2. 法定老齢限度に達した又はその請求により生業生活から退去する又は退去しなければならないであろう、
 3. 法、労働協約、企業取決め又は雇用者との取決めにより、生計所得を断念し、事前に年金生活へ移行し、それゆえに生業を放棄する、
- 月の経過をもって、連邦援護法 § 30 第 5 項最終文に基づき公示された額の 75% とする。職業軍人については軍人法 § 45 第 1 項の一般老齢限度に達した月が生業生活からの退去日として有効となる。被害者が障害がなかったならば以前として生業に従事していたであろうことを疎明する場合は、第 1 文 2 号及び 3 号は適用されない。

2) 連邦援護法 § 30 第 6 項に基づく職業障害調整金の規定時には第 1 項から生じる期日から連邦援護法 § 30 第 7 項 2 文に基づく額が比較又は平均所得となる。

§ 9

現在の総所得

1) 現在の総所得は、連邦援護法 § 30 第 11 項 1 文及び § 64c 第 2 項 2 文及び 3 文並びに § 10 において別に規定されていない限りにおいて、

1. 以前又は現在の非自営業からの金銭又は金銭価値を有するすべての収入、

2. 現在の自営業における自己の労働価値及び以前の自営業からの収入、

である。自己の労働価値としては、比較できる業務ポストにおいて被用者に支払われるであろう労働報酬を考慮する。金銭ではない収入(住宅、費用及びその他現物給付)の評価は調整年金法に基づく。

2) 以前の非自営業又は自営業からの収入は、特に

1. 以前の職務遂行からの退職給、恩給又はその他給与及び利益、

2. 被害者が、生業による収入から支払わなかった、- 間接的にも -、任意保険料に基づく年金部分を除く、法定年金保険からの年金、

3. 被害者が生業生活からの退去後の生計を保証するために生業からの所得で築いた財産からの収入、

4. 職能身分的組織の経常的扶養給付、

5. 老齢年金、稼働能力減少を理由とする年金及び農業従事者老齢保障法に基づく農地交付定期金、

6. 法定事故保険からの年金、逸失労働利得による損害賠償請求を理由とする年金、

7. 職業及び経済的自己促進における障害による連邦補償法に基づく年金、

8. 公勤務者のための国家社会主義不当弁償規律法を理由とする回帰的給付、

である。

3) 扶養調整により額が変更した以前の仕事からの所得は、この扶養調整がなかったと仮定して算出される額と常に通算しなければならない。

4) 社会法典第 3 本に基づく失業保険金、操短労働者金、冬期労働欠落金、移行金及び貸付としてではなく支払われた生計金も現在の生業からの収入となる。扶養疾病金、疾病金及び負傷者金については、これら給付が社会法典第 3 本に基づき以前受け取った失業保険金、部分的失業保険金又は生計金により査定されていない限りにおいて、これら給付の計算基準となる総所得額が第 1 項の意味における現在の総所得となり、場合によっては給付調整の期日から連邦援護法 § 56 第 1 項 2 文に基づき前回引き上げられた査定額分の百分率だけ引き上げられる。社会法典第 3 本に基づく倒産欠落金(破産金)についてはこの給付の計算基準となる総所得が現在の生業からの所得となる。労働争議を機会とする労働組合の援助給付金についてはストライキ開始直前までに現在の仕事から得た所得が現在の総所

得となる。

5) 第 1 項及び 2 項の意味における給付の代わりに資本補償が認可される場合、資本補償の計算基準となった年金額が現在の総所得となる。

6) 事後障害により部分的稼働能力減少又は職業不能を理由とする障害により支払われた年金の代わりに完全稼働能力減少又は稼働不能を理由とする年金が支払われる場合、部分的稼働能力減少又は職業不能を理由とする年金として支払われるであろう額を所得額とする。

7) 被害者が理解し得る理由なく、連邦援護法 § 30 第 11 項の意味における事後障害、又は § 64c 第 2 項 2 文又は 3 文の件無しに所得損失の裁定時に考慮される所得が減少するような形で現在又は以前の生業からの収入がある場合、所得損失の確定の際には被害者が所得減少となる処分無しで得ることができるであろう額を所得とする。これは被害者が第 1 項から 5 項に記す形で給付を請求しない、又はしなかった場合にも有効となる。被害者が退職身分への法定又は取決めによるスライド式移行を自己に適用させ、それゆえに生計所得を断念しながら労働時間を減らす場合、被害者が自己の所得を減少させる当該行為なしで得たであろう額を現在の総所得とする。当該被害者が障害が無いならば従来範囲において以前として生業に従事していたであろうことを疎明する場合はこの限りではない。職業リハビリテーションが成功し、被害者が理解し得る理由なくこれにより可能となる所得生業に充分に従事しない場合、連邦援護法 § 30 第 11 項の準用による平均所得を現在又は以前の仕事からの総所得とする。

8) 職業従事期間の少なくとも 4 分の 1 は自営業を営んでいた被害者の処分し得る現在の総所得が生業生活からの退去後に、第 1 項 1 文の後半文に基づき考慮すべき所得に対して適切な比率となる所得より著しく減る場合、その不足額は現在の総所得に加算しなければならない。当該不足額は以下のように見積もる：比較し得る業務ポストに従事する被害を負っていない被用者に支払われるであろう労働報酬額を生業生活の平均において職業を遂行する被害者の健康能力が制限された割合だけ減らす。生業年度につき、最新の所得に対するこの結果の 1,67% を比較値とする。現在の総所得が比較値の 4 分の 3 に達しない場合、この額が現在の総所得となる。この額は連邦援護法 § 30 第 16 項 3 文を準用し、変更しなければならない。1990 年 6 月分の職業障害調整金を実際に得た総所得と通算し、すでに裁定されている場合は第 1 文から 5 文は適用されない。

§ 10

考慮しない所得

1) 連邦援護法 § 30 第 4 項 1 文の意味における現在の総所得にはそれぞれ有効な条文の文言における調整年金法 § 2 第 1 項に記す収入は含まれない。これから逸脱し、第 17 番に記すクリスマス金と新年賞与金及び労働報酬金に加えて支払われる休暇金についてはそれぞれこれらの給付に関係する年間所得の最大 12 分の 1 は、又はより有利となる場合には当該給付計算月の所得に相当する額は、考慮しない。§ 3 第 4 項及び 5 項又は § 4 から § 7 に基づく平均所得が算出される場合、子供を考慮し支払われる場所手当て金の引き上げ額及び公勤務労働者のこれに相当する給付は所得として考慮されない。扶養疾病金、疾病又は負傷者金の減額対象となる所得も通算基準となる所得総額として考慮されない。

2) 連邦援護法 § 30 第 11 項適用の際には事後障害発生前に得た所得の代わりになる収入は、この額が単独で又は現在の仕事からの収入と合わせて、考慮すべき平均所得額を超過しない限りにおいて、考慮しない。連邦援護法 § 30 第 6 項に基づく職業障害調整金の裁定の際には現在の実所得額を全体において平均所得の実額と比較する条件において第 1 文を適用する。

第 2 章

寡婦/ 寡夫の障害調整金

§ 11

比較所得

1) 連邦援護法 § 40a 第 2 項に記す比較所得の算出には § 2 から § 7 及び § 8 第 1 文 1 号を適用する。しかしながら § 8 はこれにより寡婦が比較所得減額前に得ていた扶養給付金が減少しない限りにおいて適用する。所得増額は通算法に基づく総所得の等級数が、§ 8 適用前の月において考慮した総所得より少なくとも 6 等級上になる場合にのみ考慮する。

2) 連邦援護法 § 40a 第 4 項に記す比較所得の算出には § 2 から § 7 を準用する。

§ 12

総所得

連邦援護法 § 40a 第 2 項の意味における総所得の算出にはそれぞれ有効な条文の文言における調整年金法 § 14 を準用する；これから逸脱し、この調整年金法 § 2 第 1 項 17 番に記すクリスマス賞与金と新年賞与金及び労働報酬金に加えて支払われる休暇手当金についてはそれぞれ本給付に関する年間所得の最大 12 分の 1、又はより有利となる場合には最高で、当該給付計算月の所得に相当する額までは考慮しない。非自営による収入については広告宣伝費は控除しない。比較所得が連邦援護法 § 40a 第 3 項又は § 3 第 3 項及び 5 項又は § 4 から § 7 に基づき算出される場合は、§ 10 第 1 項 2 文を準用する。

第 3 章

共同規定

§ 13

四捨五入規定

比較又は平均所得の部分を職業障害調整又は障害調整金の算出基準にする場合、0,50 ドイツマルク以上の最終額は 1 マルクに切上げ、その他は切下げる。

§ 14

所有状況

- 1) § 4 から § 7 により算出された比較所得が 1974 年 1 月 1 日以前に設定され、連邦公務員給与法の第 2 等級の場所手当を加算した各給与グループの最終基本俸給から生じる比較所得額に達しない限り、この比較所得が更に基準となる。
- 2) 職業障害調整金裁定時に § 9 第 2 項 2 号から逸脱し、任意保険料に基づく年金部分が考慮されていない場合、これが有権者にとってより有利となる場合は、この決定をそのまま有効とする。
- 3) 被害者が理解し得る理由なく現在の生業からの所得減少を導き、これがすでに職業障害調整裁定時にすでに考慮されている場合、この決定はそのまま有効となる。
- 4) § 4 に基づき算出された比較所得が職業障害調整法変更のための第一次命令発効前の月において基準となった比較所得額に達しない場合、より高額となる平均所得を基準とする。

第 4 章 - 移行 - 及び最終規定

§ 15

移行規定

- 1) これまでに認可された職業障害調整金及び障害調整金は、当該金が本法により変更される限りにおいて、職権に基づき新たに裁定する。
- 2) 本法の理由により発生する新たな請求権は申請に基づいてのみ裁定される。本法公示後 1 年以内に申請が提起される場合、支払いは本法発効期日をもって、早くとも要件が履行された月をもって開始する。

§ 16

ベルリン条項

(非記載)

§ 17

発効

(非記載)

給付グル - プへのグル - プ分け

連邦労働社会秩序省は労働者及び職員並びに手工業者の各給付グル - プへのグル - プ分けに関し以下に抜粋する 1990 年 10 月 25 日の廻文 - Va2 - 5111 - 5581/60(連邦援護報告 1960, S. 151) を発行した。

連邦援護法 § 30 第 3 項に基づく職業障害調整金給付申請時にはまず被害者が実際に損害を受けているのか、又連邦援護法 § 26 に基づく労働及び職業促進対策が可能であるか、またこれが要求し得るものであるのかを調査するよう、要請する。これは一般的に医師を関与させて決定し得る。連邦援護法 § 26 に基づく対策が要求し得ない、又は可能ではなく、所得減少が実際に一種の障害結果によるものであり、これに関係しない事情、例として追放等の結果によるものでない場合、公示済の表を参照し、この所得減少を算出しなければならない。

工業及び商業

労働者及び職員収入として分類されている連邦共和国内の平均総収入は、経済グル - プ及び選択した経済部門及び給与グル - プに基づき公示される。以前の事業所がどの経済グル - プに所属しているかにより、当該被用者が現在得るであろう平均所得を算出し得る。個々の事業所を賃金統計に記す経済部門に分類することが困難な場合には、事業所のシステム体系目録 - 1950 年版 - を参照するよう勧告する。被害者が一定の事業者に所属していない、又は場合によっては当該被害者が事業所を変更したと想定できる場合、当該被害者が職業訓練により、例として左官は「建設業」、坑夫は「石炭鉱業」又は居住地を考慮して別の鉱業グル - プ等、多分従事したであろう経済部門に分ける。

月額収入は労働者については 3 つ、又職員については 4 つの給付グル - プに分ける。

労働者は労働者年金保険において強制被保険者となる依存する業務ポストに従事する者である。

職員は職員保険に加入義務があるか又は収入が保険加入最高限度額である月額 1250 ドイツマルクを超えていることを理由に、又は職員保険新規則法の特別免除規定により加入義務

務のない依存する業務ポストに従事する者である。

労働者給付グル - プのグル - プ分けは以下の通りとなる：

給与グル - プ 1

専門知識及び専門能力により非常に困難な又は多大な責任を求められる又は多様と認められる仕事に従事する労働者。この権能は研修修了又は当該業務の長年にわたる就労により得ているものとする。労働協約においてはこのグル - プは一般的に専門労働者、あるいは有資格又は高資格専門労働者、特別専門労働者、マイスタ - 能力を有する専門労働者、マイスタ - 及び時間給の職工長、事業所手工業者、職業訓練修了専門労働者、職業訓練及び職業経験又はこれに比較し得るものを有する専門労働者である。

給与グル - プ 2

特別な、一般に産業部門に結びついた業務の枠において一様に反復する、又はそう困難ではなく、また多大な責任を求められる一般的職業権能を必要としない仕事に従事する労働者。当該労働者はこの仕事のための知識及び能力を普通、修了試験の有る又は無い少なくとも 3 ヶ月継続する速成教育により得る。労働協約においてはこのグル - プは一般的に特殊労働者、あるいは有資格で速成教育を受けた労働者、特別能力を有する速成教育を受けた労働者、速成教育を受けた労働者、十分な資格を有する事業所労働者、速成教育を受けた手工業者、事業所労働者又はこれに比較し得る者である。

給与グル - プ 3

専門教育又はその制限された部分的教育をも必要としない簡単な見習い作業と査定される仕事に従事する労働者。労働協約においては一般的に見習い工、速成教育を受けていない労働者、単純労働者又はこれに比較し得る者である。

援護庁は一般的に

グル - プ 1 は研修契約を有する職業教育を修了した労働者（専門工）

グル - プ 2 は速成教育契約を有する速成教育を修了した労働者、

グル - プ 3 は職業教育契約のない職業教育を受けていない労働者

と見なす。また調査した被用者の百分率分布により、どの給与グル - プがどの経済部門において多数を占めるかが明らかになる。不明な点が残る場合には、連邦共和国認定の研修及び速成教育職業 - 「労働及び社会統計報告」2/1959 版を参照し、稼得能力不能者の職業が研修又は速成教育職業であるか、そしてこれにより給付グル - プ 1、2、3 のどのグル - プになるのか、確認することができる。

職員については区分は以下の給与グループとなる。

給与グループ 1a

月間俸給が 2500 ドイツマルク又はそれ以上であり、監査及び指示権限を保持する指導的業務ポストにある商業及び技術職員。

給与グループ 1b

月間俸給が 2500 ドイツマルク以下であり、監査及び指示権限を保持する指導的業務ポストにある商業及び技術職員。

給与グループ II

他の業務グループの職員を投入し、責任を持って指示をおこなう一定権限のある有責任業務に従事する特別な経験及び自立的能力を有する商業及び技術職員。包括的な商業又は技術知識を有する職員。工場長又は部門責任者となる高度職業能力及び特別責任を有する上級マイスタ -、上級指示マイスタ - 又はマイスタ - としての職員。

給与グループ III

一般的指示に基づき自立的に仕事をするが、他の者の業務については責任を負わない長年の職業経験又は特別専門知識及び能力を有する、又は特殊業務を負う商業及び技術職員。より多大な有責任において比較的大きな部門の長となり、当該部門の監督及び補助マイスタ - の下に置かれるマイスタ -、指示マイスタ - 又は鑄物工場マイスタ - の専門業務経験のある有資格業務をおこなう職員。

給与グループ IV

職業教育修了又は長年の職業経験、専門学校又は個人の勉学で得た専門知識を必要とする簡単な作業において独自の決定権限のない商業及び技術職員。主に職業訓練を受けていない少数の労働者の監督となる職員及び補助マイスタ -、補助工場マイスタ - 又は補助指示マイスタ -。

給与グループ V

職業訓練を必要としない簡単な型通りの又は機械的な作業をおこなう商業又は技術職員。

グループ 1a とグループ 1b については月間総収入に関する継続的統計書類がない。被害者の職員が被害を負う前にすでにこのグループに該当する地位を得ていた場合にのみ、当該職員をこのグループに入れるべきである。被害者が職業訓練中であった場合、大学教育を開始していたとしても当該被害者のグループ分けは最高で給与グループ II となる。一般的に職員給与グループのグループ分けについては被害者の学校教育程度を基準にし得る。

手工業

手工業における被用者の月間平均総収入は完全徒弟、若い職人、及びその他手工業者について記されている。一般的に規則的見習い契約においては完全徒弟の賃金を参照する。個々の手工業部門の所得が記されていない場合には、関連する手工業部門を参照する。被害者が工業部門の被用者収入は通常、手工業部門の被用者収入よりも高いはずであり、職場を変えて工業部門に就労したと主張することが想定される。場所的及びその他状況に基づきこのような主張が疎明し得るものであると見なす場合には、工業部門での収入を所得調整金算出の基準にすることができる。

農業

1974年3月21日のEWG 命令第677/74号(1974年3月28日の欧州連合官報第L83/4号)により1974年9月に始めてまとめられた連邦統計庁の農業労働者の月間総収入に関する統計を以下分類の基準とする。

有資格労働者は専門労働者、徒弟見習い期間修了者又はマイスタ - の資格を獲得し、それに相当する業務に従事する。機器取扱説明書に基づく困難な技術修理を独自で施工するタグボ - ト操縦者もこの労働者に所属する。

農業労働者(機械操縦者及びタグボ - ト操縦者、修理なし)はエンジン駆動の農業機械を使用し、運転する。技術取扱説明書に基づきタグボ - トを手入れし、運転するタグボ - ト操縦者もこの労働者に所属するが、困難な修理をおこなうタグボ - ト操縦者はこの労働者にはならない。

資格を保持しない労働者は特別な教育を必要としない作業に従事する。職業訓練を受けていない及び速成教育を受けた労働者が資格を保持しない労働者となる。

農業労働に従事しない被用者としての自動車運転手はこの統計には記されない。

職業障害調整金及び障害調整金のグル - プ分けには新しいグル - プ分け基準を参照する(1975年5月22日の連邦労働社会秩序省廻文 - Va2-5211.1-398/75)。

平成 18 年 7 月 26 日

経済的支援に関する検討会 御中

参考資料

白 井 孝 一

ドイツの犯罪被害者補償制度（全国犯罪被害者の会調査結果から）

連邦援護法の抜粋（第 30 条のみ）を別途資料として既に送付してあるので、以下の資料は、当該連邦援護法の抜粋と併せお読み頂きたい。

1 沿革

犯罪被害者補償制度は、1976年に制定された犯罪被害者補償法（OEG）に根拠がある。そして、犯罪被害者補償法は、1950年に制定された連邦援護法（Bundesversorgungsgesetz）による社会給付を、暴力行為の被害者に準用したものである。従って、犯罪被害者補償制度に基づく具体的な給付は、実際には連邦援護法に基づいて行われている。

2 理論的根拠 - 国家保護義務論

犯罪による被害は、国家が権力を独占し、国民から強制的に武器を取り上げ、国民が犯罪による危険にさらされることによって生じるものであるから、これによって被った被害については、国家は当然に補償しなければならないとする考えであり、ドイツにおける犯罪被害者補償制度の根幹をなす理論である。ドイツの犯罪被害者補償制度は、すべてこの理論に基づいて構築され、運用されている。

3 現行制度の内容

（1）対象となる犯罪及び被害

対象となる犯罪及び被害は以下のとおりであるが、その範囲は拡大傾向にあるのが、ドイツの現在の実状である。

故意・暴力行為・健康上の被害

対象となる犯罪及び被害は、故意の違法行為による暴力行為によって健康上の被害を被ったことである（犯罪被害者補償法1条1項）。ただし、自動車等による被害については別途の補償制度があるから除外される。

まず、過失犯や財産犯による被害は含まれない。もっとも、過失による

場合でも、公共の危険を害する手段により犯した犯罪によって、他人の身体及び生命に対する危険を過失によって引き起こしたときは、補償の対象となる（同法1条2項2号）。

次に、暴力行為によるものであっても財産的被害については補償されない。例えば、強盗によってハンドバッグを奪われ、転倒して腕を折るとともに、着ていた服が破けてしまった場合、補償の範囲は、身体上受けた傷害に基づくものに限られ、ハンドバッグや破けた服は補償の対象にならない。

精神的被害

健康上の被害の中には、精神的ショックによる被害も含まれることで実務上の運用及び判例の双方が固まっている。1995年連邦社会裁判所の判例において、強姦事件の被害者も補償の対象となることが認められ、2003年にも同様の判例が出され確認された。

間接損害

間接損害についても補償が認められた判例がある。娘を殺害されたニュースを聞いた母親が精神的ショックを受けた事件につき、連邦社会裁判所は母親に対する直接の暴力はなかったが補償を認めた。

加害者不明の場合、責任無能力者の行為による被害の場合

加害者が全く不明であるときも補償を受けるとされている。例えば、ディスコ内でナイフによる殺傷事件があり、誰が刺したか不明なときでも、ナイフによる故意の暴力行為によって健康上の被害を受けたことは明らかであるから、補償の対象になる。

また、犯罪被害者補償法は、責任能力を前提としないので、子供や精神障害者による暴行の場合でも補償が可能である。

遡及的適用

犯罪被害者補償法は1984年に改正されたが、同改正によって、1976年の同法制定以降の犯罪被害だけでなく、1949年5月23日～1976年5月15日までの被害についても、重度障害で経済的に困窮する国内の被害者という一定の制限はあるものの、補償の対象となった（犯罪被害者補償法10条）。

(2) 補償請求が拒否される場合

補償が不当になる時（犯罪被害者補償法2条1項）

ア．被害者自ら被害を惹起した時

例えば、数人が飲み屋にいたところ、話がもつれて激しい論争になった時、その内の1人が「外にでろ」と言って挑発し、相手から殴られた場合には請求を拒否される。被害者は何の必要もなく自分を危機に陥れ

ているので、補償は受けられない。

イ．政治的争いに積極的に参加して被害を被った時

ドイツにいる外国人が政治的デモに参加しデモの最中に被害を受けた時がその典型例であり、補償を受けることはできない。

ウ．組織犯罪者が組織内で被害を受けた時

例えば、麻薬取引において仲間割れにより被害を受けたときも補償を受けることはできない。

通知が遅れた時（犯罪被害者補償法 2 条 2 項）

被害者が事件の解明に協力しなかったり、あるいは遅滞なく犯罪の届出をせず犯人の訴追に尽力しなかったなど、一定の義務を尽くさなかったときは請求が拒否される。

もっとも、事件解明のために協力する義務があるとしても、告訴は必ずしも補償のための必要要件とはされていないようである。例えば、家族内の犯罪の場合は告訴が難しいので、告訴がなくても補償の対象とされている。

（ 3 ）補償の対象者（犯罪被害者補償法 1 条 4 項以下）

原則として、ドイツ国籍を有する者である。

外国人については、EU 国籍を有する者、対象外国人の母国においてドイツ人が同様の補償を受けることが相互に保証されている場合（国際法上の相互主義の保障）、ドイツ国内に 3 年以上合法的に滞在する者、その他一定の要件を満たした場合に補償される。

4 申請方法

（ 1 ）申請に必要な書類

必要書類は、申請書、出生証明書、住民登録証、外国人の場合は滞在許可証である。申請書は簡単な 1 枚の書類であり、添付資料も 3 通だけであるから、申請自体は極めて簡便にされている。

（ 2 ）申請受付機関及び審査機関

管轄は、被害の発生した州にあり、申請を受け付ける機関は「援護庁」（Versorgungsamt）のほか、市町村役場、社会保険機関、在外ドイツ公館であり、また公立病院でも差し支えなく、およそ公的機関であればどこでも受け付けている。

審査機関は、各州の援護庁である。

（ 3 ）申請期間・遡及効

事件後 1 年以内に申請された時は、被害時に遡って補償されるが、1 年を経過してから申請された時は、申請時から補償を受けられる（連邦援護

法60条)。

(4) 時効

時効はない。従って、事件後30年が経過してから申請することも許される。但し、犯罪の立証は困難を伴う。

(5) 犯罪立証に必要な資料の収集方法

警察の捜査書類は検察庁にあるので、検察庁から援護庁に捜査書類が回付され、これに基づいて援護庁が「故意の違法行為による暴力行為」の有無を判断するものとされている。そのため、検察庁において書類を2部作成し、外部からの要請に応じていつでも提出できるように準備しているところも多いとのことである。

中には、ノルトライン・ヴェストファーレン州援護庁のように、重大な事件がメディアで放送されたときは、援護庁の職員が現場まで赴き、状況を把握して、事前の準備手続きをとることもある(その例として、人質を取られた銀行強盗事件では援護庁職員が現場に行き、人質が解放されたためのために備えたことがあった)。

(6) 犯罪被害者補償制度の告知方法

犯罪被害者補償制度の存在は、警察で被害者に直接告知されており、場合によってはどのような給付がなされるか、見通しまで告知されることもある。但し、どの程度告知するかは、各州の警察によって取り扱いが異なるようである。

5 稼得能力喪失ないし減少度の審査方法

犯罪被害者補償制度では、稼得能力の低下が30%以上の場合に年金が支給される(連邦援護法29条~34条)(ここで、「稼得能力」(Erwerbsfaehig)とは労働能力のことであり、生計を立てる能力と邦訳されることもある)。

稼得能力の喪失ないし減少度の決定は最終的には援護庁の判断によるが、その判断を支えているのが医師による専門鑑定である。そのため、援護庁では専門の医師をかかえているところが多い。

専門鑑定の費用は犯罪被害者補償制度で賄われる。専門鑑定に不服のある者は社会裁判所で再度の専門鑑定を無料で受けられる。これに対する控訴審での再々鑑定は被害者の費用負担となる。

6 給付内容

(1) 治療費

ドイツにおいては、医療保障について健康保険制度が充実しており、健康保険の対象外とされている疾病自体がない。そのため、犯罪被害によ

る場合であっても全て健康保険の対象となる。従って、健康保険に加入している限り、治療費等の支払いは健康保険で賄われ、被害者が病院に支払うようなことはない（ただし、ドイツでは「治療費の支払い」という概念ではなく、外来診療・入院治療などの医療行為を提供することを、「医療を現物給付する」と概念されている）。

次に、犯罪被害者補償制度の適用認定があると、医療費は健康保険の負担から援護庁の負担に移行するから、受傷時に遡って援護庁から健康保険に支払いがなされ両機関の間で清算されることとなる。従って、お金の流れは、健康保険と援護庁のやりとりだけで終了し、被害者が手続的に煩わされることはない。

もっともドイツにおいても健康保険の自己負担分があり、これは被保険者が一旦病院に支払わなければならない。但し、この自己負担額が日本と比べかなり低額である（その反面、毎月の保険料が高額である）。2004年10月時点では、入院費用として10ユーロ×28日＝280ユーロ（約3万7800円：1ユーロ135円換算）だけが自己負担額の上限となっている（通院の場合は初回の10ユーロを除いて自己負担額がない）。この280ユーロは月額の上限額ではなく、年額の上限額である。そのほかには薬剤費用の一部負担があるだけである。従って、犯罪被害者が高額医療費等の支払で困窮すること自体がない。さらに、自己負担分についても、犯罪被害者補償制度の適用認定があると、後日、援護庁から被害者（被保険者）に還付される仕組みとなっている。

もっとも、たとえ自己負担分額が低額であり、かつ後日還付されるとしても、被害者が病院に一旦支払わなければならないことは被害者にとって負担であるから、犯罪被害が明らかな場合には、犯罪被害者補償制度の適用認定が下される前に、前倒して援護庁が前払いをする州（例：ヘッセン州）も多いとのことである。

（2）住居費・リハビリ費用など特別の支出に対する援助

ドイツにおいては、単に治療費の全額負担が規定されているだけでなく、後遺障害がある時、再就労のためのリハビリテーション費用や快適な日常生活を営むための住居費援助、介護のための病者療護措置、家事継続援助、湯治などの給付が極めて充実していることが特徴である。代表的な例を挙げれば以下のものがある。

- ・職業促進リハビリテーション扶助（連邦援護法26条～26条a）
- ・介護援助（同法26条c）
- ・家事継続援助（同法26条d）
- ・生計補足扶助（同法27条a）

- ・ 休養のための援助（同法 27 条 b）
- ・ 住居費援助（同法 27 条 c）
- ・ 特別な生活状況での援助（同法 27 条 d）
- ・ 治療具、義歯等の給付を伴う治療措置及び身体障害者体操への参加

（同法 10 条～ 24 条）

（3）埋葬金

死亡した場合、埋葬金も当然に支給される（連邦援護法 36 条）

（4）年金

以上のほか、ドイツにおいては年金が支給されるが、これについては別項で述べることとする。

7 年金の支給

（1）種類と給付要件

補償金が年金で支払われるところに、ドイツの犯罪被害者補償制度の最大の特徴がある。年金には大きく分けて、本人分として、基礎年金（Grundrente）、所得調整年金（Berufsschadensausgleich）、調整年金（Ausgleichsrente）などが、遺族の分として、寡婦年金、遺児年金などがある。

（なお、「所得調整年金」のドイツ語である Berufsschadenausgleich を直訳すると、職業（Beruf）、害する・傷つける（Schaden）、均衡ないし補償（ausgleich）となる。そこで、これを職業障害補償（年金）とか、あるいは職業損害補てん（法務総合研究所研究部報告2000年131p）と邦訳することも多い。しかし、その給付方法の具体的内容を検討してみると、後述するように、事件前の所得額と事件後の所得額の差額の 42.5% を補償する仕組みであるから、所得を調整する、所得の均衡を図るという意味合いが強い。そこで、以下「所得調整年金」と称することとする。）

上記各年金を受給できるためには、稼得能力を 30% 以上喪失した状態が半年以上継続しなければならない（連邦援護法 30 条 1 項）。ただし、稼得能力の喪失パーセンテージは四捨五入されるから（連邦援護法 31 条 2 項）実際には 25% 以上の喪失があれば良い。そして、稼得能力の減少度に応じて、年金額が法定されている（連邦援護法 31 条 1 項）。

基礎年金（連邦援護法 31 条）

基礎年金は本人の従前の所得額に関係なく支払われる。稼得能力をどれだけ失ったか、そのパーセンテージに基づいて補償額が決定される。連邦援護法によると、以下の通りである。

30% 喪失	118ユーロ
--------	--------

40%	喪失	161ユーロ
50%	喪失	218ユーロ
60%	喪失	275ユーロ
70%	喪失	381ユーロ
80%	喪失	461ユーロ
90%	喪失	553ユーロ
100%	喪失	621ユーロ

の月額基礎年金を受け取ることができる。

その具体例を示せば、以下の通りになる。

- ・一眼を失った場合 30%喪失
月額118ユーロ (約1万5930円 : 1ユーロ135円換算)
- ・片手を失った場合 50%喪失
月額218ユーロ (約2万9430円)
- ・完全に動けない場合 100%喪失
月額621ユーロ (約8万3835円)

となる。

職業調整年金、職業調整金、所得調整年金(連邦援護法30条3項、4項)

これは、仕事が出来なくなることによる、又はその能力が減少することによる補償である。具体的には、被害前の所得額と、被害後に減収した所得額を比較し、その差額の42.5%が補償される。例えば、ある弁護士が脳に障害を負い弁護士を廃業し、ある会社の受付係に就職したとする。弁護士の収入月額が3000ユーロだとして、受付係が月額2000ユーロだとする。差額の1000ユーロ×42.5% = 425ユーロが補償されることになる。

被害前の所得額は、その人が実際に稼いでいた所得ではなく、細かい職業別の平均収入のリストに基づいて算出することになっている。この職業別賃金センサスに基づいた平均額で算定するから、場合によっては実際に得ていた金額よりも補償金額が高額となる場合もあるし、低額になる場合もある。

他方、被害後の所得額の中には、被害後に実際に稼いでいる金額の他に、各種社会保険給付(健康保険に基づく疾病手当、労災保険に基づく年金、年金保険に基づく年金など)から得られる金額も含み、所得調整年金以外の様々な制度で獲得できる金額の総額を意味する。従って、所得調整年金は、最後の所得の調整のための補償であるとも言われている。

主婦の場合は、現在就業したとしたらどのような職業に就業できたかを想定して職業別賃金センサスに当てはめられる。学生の場合は、収入がゼロであるが、将来、就けたであろう職業を現在の学歴、能力等を考慮して予測を立て、職業別賃金センサスに当てはめて額を算定し、支給される。

調整年金（連邦援護法32条）

最低限の生活保障の趣旨で支給される年金のことである。基礎年金以外の年金を得られない場合、職業経験がない場合、稼得能力の低下が認められない場合などで、しかし人間的な最低限の生活が送れない場合に支給される年金である。

寡婦年金（連邦援護法38条～52条）

夫死亡のケースでは、妻には寡婦基礎年金、寡婦所得調整年金、寡婦調整年金が給付される。

寡婦基礎年金は定額の年金であり、所得には関係しない年金であって本人が受け取る基礎年金に相当する。

これに対し、寡婦所得調整年金は所得に関連する年金であり、本人が受け取る所得調整年金に相当する。例えば、夫が生前4000ユーロ（夫の職業別賃金センサスによる金額）の所得があり、夫の死亡後、妻の収入＋各種年金（寡婦基礎年金など）等の受給金額が2000ユーロだとすると、4000ユーロと2000ユーロとの差額は2000ユーロであるから、2000ユーロ×42.5%が寡婦所得調整年金として補償されることになる。また、以上のように計算されるため、寡婦の収入が夫の職業別賃金センサスを上回るような場合には、補償が得られないことになる。

寡婦調整年金は、夫が死亡したことによって寡婦の収入が著しく減少してしまい、最低限度の生活が送れないような場合に支給される年金である。本人が受給する調整年金に相当する。

遺児年金

父親死亡、母親生存のケースでは、子には半遺児年金が給付される。母親がいる限り、母親からの扶養を受けられるためである。反面、両親ともになくした場合には完全遺児年金が給付される。

この年金にも、2種類がある。1つは、18歳までの間、あるいは18歳～27歳の間、職業に就いていない（兵役、学生等）場合に支給される年金である。他の1つは、生計教育に十分な金額を補償する趣旨の年金である。

なお、遺児年金については、27歳になるか、あるいは職業に就いた場合には、支給が終了する。

（2）健康保険に基づく疾病手当と所得調整年金との関係

上述したように、年金の支給のためには、半年以上の症状継続が要件となるから、理論的には、被害から半年後に、半年以上の症状の持続を確認してから初めて給付するかどうか審査することになる。ただ、そうすると、審査・決定が下されるまでの半年以上の間、被害者が経済的窮状に陥るのではないかとこの疑問が生じる。

この点、被害者が労働者の場合、賃金継続支払法に基づき事件後の6週間は事業者から100%の賃金が支給されるし、法定健康保険のうち強制被保険者であれば、事件後最大78週目まで、健康保険から疾病手当(傷病手当とも言う。Krankengeld)として被害前の収入額の80%が補償される(最初の6週間は事業者から賃金全額が支払われるので疾病手当は7週目からの給付となる)。なお、法律上は70%以上の補償とされているが、各疾病金庫(Krankenkasse)によって取り扱いが異なり、その多くは80%に切り上げられているようである。

ところで、半年が経過してから所得調整年金の支給が決定された場合、その年金の支給は被害時に遡って行われる。その際、遡った年金額の決定に当たっては疾病手当が支給済みであることが考慮される。所得調整年金は、事件前の収入額から事件後の収入額を控除した42.5%が補償されるが、事件後の収入額に支給済みの疾病手当の額が組み込まれて算定される。同様に、所得調整年金支給決定後の将来の年金支給額の算定の際にも、疾病手当の支給がある限りこれを所得と見なして事件後の収入額に算入し、これと事件前の収入額との差額の42.5%が補償される仕組みとなっている。

(3) 労災保険に基づく年金と所得調整年金との関係

ドイツにも労災保険(法定事故保険ないし法定災害保険とも言う)がある。これと所得調整年金との関係は次の通りである。

職場における事故の被害者に対して労災保険給付がなされるが、その内容として、日本の休業補償に相当する被災者手当と、後遺症による障害補償年金に相当する年金がある。後者の年金は、稼得能力の喪失のときに年間労働所得の3分の2が給付され、稼得能力減少の時に減少のパーセンテージに応じて支給される。例えば、年間労働所得が2万4000ユーロの労働者が職場の事故により100%稼得能力を失えば、1万6000ユーロが年金として支給され、片目を失い30%稼得能力を失えば1万6000ユーロの30%である4800ユーロが年金として支給される。

次に、その被害が、職場における「故意の違法行為による暴力事件」であれば犯罪被害者補償制度に基づく補償もなされる。ただし、労災保険給付がなされる限度で犯罪被害者補償制度の補償金給付は休止される(連邦援護法65条1項)。例えば、上記の例で、年間労働所得2万4000ユーロである人が、被害にあったため片目を失い(30%労働能力減少)、その結果、職場が限られてしまい現実には1万2000ユーロしか稼げなくなったとする。そうすると、2万4000ユーロと1万20

00ユーロの差額は1万2000ユーロであるから、本来であれば犯罪被害者補償制度による所得調整年金として1万2000ユーロの42.5%の5100ユーロが給付されるはずである。しかし、労災保険の年金では上述の如く4800ユーロが給付されるから、その限度で犯罪被害者補償制度は休止される。つまり、労災から4800ユーロが支給され、犯罪被害者補償制度から300ユーロが支給されるのである。

(4) 年金保険と所得調整年金との関係

ドイツの社会保険には、既述した 健康保険 労災保険の他に、年金保険 介護保険がある。

年金保険には、老齢年金、稼働能力減少に基づく年金、遺族年金などがある。「各国の社会保障(第3版) 足立正樹・編著 94 p以下」を要約すると次の通りである。「老齢年金は5年以上の加入期間を持つ者に65歳以上から支給される。稼働能力減少に基づく年金は、1日3時間未満しか稼働できない場合の稼働能力喪失による年金と、3時間以上6時間未満しか稼働できない場合の稼働能力一部減退による年金に分けられ、後者の年金額は前者のその半額となる。遺族年金は、寡婦や遺児に対する年金である。これらの年金の月額の方法は、

$$\text{月額年金額} = PFP \times RAF \times AR$$

となる。ここで、PFPとは個人報酬点数のことであり、全被保険者の平均賃金を1としたときの被保険者の点数であるから、所得の多い人ほど受給できる年金額が上がる。RAFは年金の種類によって異なり、通常は1であるが、例えば稼働能力一部減退による年金の場合は0.5となる。ARは、平均賃金の伸び率に応じたスライド調整のための係数である。」

以上のような計算方法で算出された「年金保険」に基づく年金も、犯罪被害者補償制度に基づく所得調整年金の金額決定の際に考慮される。すなわち、事件後の収入額の中に、当該「年金保険」で支給される老齢年金や労働能力一部減退による年金などで獲得された収入が含まれるのである。その上で、事件前と事件後の差額の42.5%が補償される。

(5) 年金支給期間

所得調整年金は65歳まで支給される。

(6) 年金支給の見直し

前述の如く、犯罪被害者補償制度に基づく 基礎年金 所得調整年金 調整年金は、稼働能力が30%以上減少したことが支給決定要件である。支給決定後、稼働能力喪失割合が増加したときは、本人の申請に基づいて割合を変更することが可能であり、減少したときは職権で調査するこ

とが可能であるが、55歳になると職権での調査も行われないとのことであった。

8 財源・予算

連邦援護法に基づく支給は、全額一般予算から計上され、財源は税金である。連邦政府と州政府の負担割合は、連邦40%、州60%である。

犯罪被害者補償法に関するノルトライン・ヴェストファーレン州の年間予算は、約3700万ユーロ（約49億9500万円）であり、ドイツ全体ではその約5倍（約250億円）ほどになるであろうとのことであった。

9 不服申立手続き

援護庁の決定に対しては異議を申し立てることができ、これにさらに不服のある者は州の社会裁判所に提訴することができ、その決定に不服がある者はさらに控訴することができる。医師の鑑定費用は、最初の援護庁の審査の際には不要であり、社会裁判所に提訴したときの再鑑定費用も無料であり、控訴したときの再々鑑定費用だけ被害者が負担しなければならない。

第3 ケルンモデルの概要 - 最新の犯罪被害者支援制度

ノルトライン・ヴェストファーレン州にあるケルン市の援護庁では、他の援護庁に先駆けて先進的なモデルが試されている。それは、ケルン援護庁、ケルン警察、ケルン大学の3機関が密接な連携を取りながら精神的な被害者を援護するネットワークを構築していることである。

犯罪による被害を受けた場合、心理的なトラウマが慢性化しないようにするためには迅速な心理セラピーが大切である。そこで、被害届が警察に提出されると、警察は被害者の同意を得た上でケルン大学（心理トラウマ研究所）に通知し、被害直後もしくは数日以内に心理セラピーを受けられるように手配するシステムが完成している。その際、ケルン大学に通告しなければならない程の精神的被害を受けているかどうかを現場の警察官が判断できるように、チェック表である心理トラウマテストというものが利用されている。

他方、警察は援護庁にも通知し、犯罪被害者補償制度の給付を迅速に受けられるように手配する。さらには、援護庁以外にも医療支援、心理的支援、経済的支援、法的支援などについての様々な支援機関をパトロール中の現場の警察官が直ちに検索できるようフローチャートの一覧表があり、これが警察署のコンピューターにViktim（ビクティム）というプログラムで入力されている。パトカーで警邏中の警察官は、被害者と最

初に接触したら、直ちに警察署のコンピューターにアクセスし、被害者に様々な支援機関を直ちに提供できるようなシステムになっている。

ケルンモデルの財源は、連邦税・州税などである。病院の治療費は連邦から出ているが、ケルンモデルを実施するための職員の研修費用等を含む職員の人件費は州で負担することになっている。

なお、ケルンモデルの法的根拠については、「犯罪被害者補償法は、規定されている医療費や年金などの給付だけに尽きるものではなく、人間的で献身的な関与があってはじめて機能するものです。そこで、同法を幅広く解釈して行うことができます。ケルンモデルは同法を拡大的に解釈して幅広い給付を実現しているものです。」「国民に義務を課するには法律が必要ですが、サービスを提供するのにいちいち法律は要りません。」「法律以上の人間的な役割に基づいて行われています。」とのことである（ケルン援護庁及びケルン警察による説明）。

	標準3人世帯 33歳男、29歳 女、4歳子	高齢単身世帯 68歳女	高齢夫婦世帯 68歳男、 65歳女	母子3人世帯 30歳女、 9歳子 4歳子
1級地 - 1	16万2170円	8万 820円	12万1940円	15万8650円
同 - 2	15万4870円	7万7190円	11万6460円	15万1510円
2級地 - 1	14万7560円	7万3540円	11万 960円	14万4360円
同 - 2	14万 270円	6万9910円	10万5480円	13万7230円
3級地 - 1	13万2990円	6万6260円	9万9990円	13万 100円
同 - 2	12万5690円	6万2640円	9万4500円	12万2960円